

保護者 様

新型コロナウイルスの感染拡大及び対策の影響を受けた方に関しましては、次の通り申し立てください。申立書をご提出いただいたご家庭につきましては、継続して保育施設をご利用いただけるように対応します。

郵送での手続きが可能です。ご記入の上、本申立書を児童福祉課まで送付ください。

【保育認定】就労状況等に関する申立書

(新型コロナウイルスの影響に関して)

(あて先) 桜川市長

申立日	年 月 日	※自署なら印不要	
保護者住所	桜川市		
保護者氏名	Ⓜ	保護者連絡先	
児童名		児童生年月日	年 月 日
児童名		児童生年月日	年 月 日

私の就労状況等につきまして、下記の通りであることを申し立てます。

※該当するものに付け、記入してください。

育児休業からの復職予定の保護者

私は5月1日までの復職予定でしたが、今般の状況により復職を延期します。

下記の今後の日程で復職し、復職後2週間以内に復職証明書を提出します。

〔前〕当初の復職予定日： 月 日

〔後〕今後の復職予定日： 月 日 ・ 未定

就労内定の保護者

私は4月中に就労予定でしたが、今般の状況により復職を延期します。

下記の今後の日程で就労し、就労開始後2週間以内に就労証明書を提出します。

〔前〕当初の就労開始予定日： 月 日

〔後〕今後の就労開始予定日： 月 日 ・ 未定

就労事由が無くなった保護者（雇用契約満了の方または、就労内定を取り消された方）

今般の状況により、今現在就労しておりませんので、求職活動をしております。

就労努力をし、月64時間以上の就労時間を満たす就労証明書を3ヵ月以内に提出します。

離職した日： 月 日

求職活動を開始した日： 月 日

営業自粛している場合や、就労先から自宅待機等を命じられた場合（自営業を含む）

私は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業を自粛しており（自宅待機等を命じられており）、当面の間営業（勤務）していません。下記の日程で、営業(再開)を再開する予定です。

営業（勤務）を再開する日： 月 日 ・ 未定

保護者 様

令和2年4月6日

児童福祉課長

新型コロナウイルスの影響を受けるご家庭への対応について

(お知らせとお願い)

今般の新型コロナウイルスの感染拡大と、感染防止対策の取り組みの拡大を受けまして、その影響を受けるご家庭につきましては、次の通り対応いたします。対応の方向性のみとなります。今後変更となる可能性もあります。ご理解の程お願い申し上げます。

<対応の方向性>

- ・新型コロナウイルスの影響を受けたご家庭の児童の認定の取り消しは行わない。継続して登園頂けるように配慮する。
- ・新型コロナウイルスの影響を受けたご家庭については、申立書をご提出ください。郵送での手続きが可能です。ご記入の上、本申立書を児童福祉課まで送付ください

<保育認定等に関して>

- ・保育認定について
手続き及び認定事務等の対応が追いつかない恐れがありますので、既に提出頂いている書類をもとに児童福祉課にて判断させていただきます。
- ・契約更新されず雇用契約が満了した方や、整理解雇等の対象となった方につきましては、当面3ヵ月間は就労認定とする。

<手続き等に関して>

- ・復職や就労開始を延期された方については、手続きの期日を延期する。
目安として、復職日や就労開始日から2週間以内とする。
(土日祝日の場合には、翌営業日まで)
例、6月1日復職予定へ変更する場合は、6月15日まで復職証明書を提出してください。

<大切なお願い>

- ・体調の悪い(37.5℃の熱がある等)児童を保育施設へ預けるような行動はご遠慮下さい。

本来、体調が悪い場合には、筑西市の西部メディカルセンター内の病児保育のご利用をお願いする所ですが、現在病児保育の受け入れ停止との連絡を受けておりますので、ご家庭での保育をお願い申し上げます。

今日各保育施設では、消毒液等が不足し対応のため、保育士等職員に負担がかかっております。このような状況の中で、信頼関係を壊すような行為があった場合には、施設からの受け入れ拒否並びに、保育認定の取り消しとなる恐れがありますので、ご理解ください。